

鎌倉市マンション耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時における建築物の安全に対する市民の意識の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、マンションについて実施する耐震診断に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 住戸数の過半が区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）の居住の用に供するものであり、かつ、住宅部分の延べ面積が全体の過半であるものをいう。
- (2) 管理組合 区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。
- (3) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第1項に規定する基本方針に基づき行う耐震診断であって、次号に定める耐震判定委員会により耐震診断の結果の妥当性について評価を受けることをいう。
- (4) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震診断の結果等に関する評価・判定等を行う機関をいう。

(実施の範囲)

第3条 市長は、補助金の交付は当該年度の予算の範囲内で行うものとし、必要に応じて年度ごとに補助金の交付予定件数、受付時期等を定めることができる。

(補助金の交付対象建築物)

第4条 耐震診断の補助金の交付対象となるマンションは、昭和56年5月31日以前に建築工事に着手したもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 鎌倉市耐震改修アドバイザー派遣事業実施要綱に基づくアドバイザーの派遣を受けたもの
- (2) 建築図面（平面図、構造図等）があるもの
- (3) 管理組合の集会において、耐震診断の実施に関する決議がなされているもの
- (4) 耐震診断の結果について、耐震判定委員会により適正であるとの評価を受けたもの

(補助金の額)

第5条 耐震診断に係る補助金の額は、マンション1棟につき、耐震診断に要する経費の2分の1

の額で、150万円を上限とする。ただし、延べ面積が1,000平方メートル未満の場合は、1平方メートル当たり1,500円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てることとする。

(補助金の交付対象者)

第6条 耐震診断に係る補助金の交付の対象となる者は、耐震診断を同一年度中に実施するマンションの管理組合とする。

(補助金の交付申請)

第7条 管理組合は、補助金の交付を申請しようとするときは、耐震診断を行う前までに鎌倉市マンション耐震診断補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築年度を証明する書類(建築確認申請書の写し、固定資産税家屋評価証明書の写し等)
- (2) 管理組合の規約の写し
- (3) 第4条第3号に規定する耐震診断の実施に関する決議がされていることを証する議事録等の写し
- (4) 耐震診断に係る費用の見積書の写し
- (5) 居住状況一覧表(各住戸の区分所有者の居住状況がわかるもの)
- (6) 住宅部分の延べ面積の割合が確認できる書類

(補助金の交付決定通知書)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに補助金交付の適否を決定し、その結果を鎌倉市マンション耐震診断補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(申請の変更又は取下げ)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合、補助申請額に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合には、鎌倉市マンション耐震診断補助金交付(変更・取下げ)申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付変更決定通知等)

第10条 市長は、前条の申請により交付決定の変更の承認、不承認又は取下げの承認を行った場合には、鎌倉市マンション耐震診断補助金交付(変更・取下げ)決定通知書(第4号様式)により当該補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(完了報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、耐震診断が完了したときは、鎌倉市マンション耐震診断完了報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断の実施に関する契約書の写し
- (2) 耐震診断の結果報告書の写し
- (3) 耐震診断の費用を支払ったことを証する領収書等の写し
- (4) 耐震判定委員会の評価・判定書等の写し

(補助金の確定通知)

第12条 市長は、前条の報告書が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、鎌倉市マンション耐震診断補助金額確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則（平成27年8月26日決裁）

この要綱は、平成27年9月3日から施行する。

付 則（令和3年3月31日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。